



第375号・平成22年7月発行

○人事異動

■人事異動

○諸 報

■本学名誉教授による市民講座「ゆめぽーとライブ」第5弾を実施

■小学館『大学は美味しい!』フェアへ初参加

■学内清掃を実施

■平成22年度大学祭を開催

○規 程

■ 一部（全部）改正（学内規程）

■ 一部（全部）改正（就業規則関連）

○主要日誌

■ 平成22年6月主要日誌

○行事予定

■ 平成22年7月予定

人 事 異 動

総 務 課

平成22年7月1日付け発令

発令事項（新職名）	氏 名	旧職名（現職名）
【採用】 言語センター助教 （任期：H25.3.31まで）	FAROUCK IBRAHIM	

本学名誉教授による市民講座「ゆめぽーとライブ」第5弾を実施

本学附属図書館では、小樽駅前プラザ「ゆめぽーと」において、6月3日(木)午後6時半から8時まで、市民講座「ゆめポートライブ」を開催しました。

5回目となる今回は、『諸君を紳士として遇す：小樽高等商業学校と渡辺龍聖』が小樽商科大学出版会から発行されたことを記念して、著者の倉田稔名誉教授を講師に迎え「小樽高商初代校長 渡辺龍聖を語る」というテーマで、渡辺龍聖先生の生涯と小樽高商について、当時の時代背景を交えてお話いただきました。市外からの参加者を含む18名の受講生が参加され、講師との活発な意見交換が行われました。

併せて渡辺龍聖先生に関連する図書館所蔵資料の展示も行ったほか、本学学術成果コレクション[Barrel](#)の紹介も行いました。

受講者からは、

・小樽高商の創立者である渡辺龍聖先生が、こういった人物であったのかが分かり、非常に偉大な方であったのだなあと思いました。

・楽しかった。

・次回の「ゆめぽーとライブ」にも是非参加したい。

といった意見・感想が寄せられました。

(学術情報課)



(倉田名誉教授による講義)

小学館『大学は美味しい！』フェアへ初参加

小学館と高島屋の共同企画である、第3回小学館『大学は美味しい！』フェアが6月2日から8日までの7日間、新宿高島屋で開催され、本学も今年初めて参加しました。教職員、学生がお揃いのジャンパーを着て大学のPRや商品の販売を行い、山本学長も応援に駆けつけました。

全国の31大学が独自に開発した大学ブランド商品や、研究成果が活かされた各地の地元逸品が展示販売され、連日大勢の来客で売り場は大変な賑わいでした。

本学は31大学の中で唯一イトインコーナーで「商大ラーメン」を提供し、「東京で小樽のなつかしラーメン、商大食の再現」をキャッチフレーズに、行列ができるほどの大好評をいただきました。

また、物販コーナーでは「商大ラーメン」（塩味・醤油味）、日本酒「小樽緑丘」、酒饅頭「商大饅頭」、小樽ワイン「ナイヤガラ」を販売し、こちらも予想をはるかに超える売上となり、反響の大きさに戸惑うことばかりのフェアでした。

このフェア参加は、首都圏での小樽商科大学の知名度を上げ、受験生の確保や創立百周年のPRにも繋げたいとの目的で決定したもので、イトインコーナーや物販ブースでのポスター掲示やパンフレットの配布を通して、また、各種マスコミでも大きく報道され、PR効果は相当大きかったといえます。

(総務課)



(商大の物販コーナー)



(山本学長も応援：お客様に挨拶)



(学生スタッフ)

学内清掃を実施

小樽商科大学では環境の日に合わせて、6月7日（月）に学内清掃を実施しました。環境基本法では毎年6月5日を「環境の日」と定めており、加えて環境省では、環境の日を中心とする6月の一ヶ月間を「環境月間」として定めています。これらを踏まえ、本学でも環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため、6月7日に学内清掃を実施しました。当日は山本学長を始めとして、教職員や学生など約50名が集まり、16時からの約30分、学内各所のゴミ拾いを行い、ペットボトルや折れたビニール傘など多くのゴミを回収しました。

（総務課）



（山本学長）



(参加した学生及び教職員)

平成22年度大学祭を開催

大学祭が、6月24日(木)～27日(日)の間、開催されました。今年で58回目を迎えましたが、運営はすべて学生が行い、大きな事故もなく無事に終了しました。

土・日は天候に恵まれ、一般市民に大学を公開し、流しそうめん・子供運動会・花火大会及びお笑いライブなど、学生と市民が一緒になって楽しめるイベントを実施しました。

(学務課)



(流しソウメンに沸く子供たち)



(小樽商大のイメージキャラクター 商大くん)

学内規程中、一部（全部）改正のあったものの新旧対照表を掲載します。
各規程の詳細については、総務課総務係（5207）までお問い合わせ願います。

- [1. 国立大学法人小樽商科大学会計規程の一部を改正する規程](#)
- [2. 小樽商科大学附属図書館規程の一部を改正する規程](#)
- [3. 小樽商科大学附属図書館利用規程の一部を改正する規程](#)
- [4. 小樽商科大学附属図書館運営委員会規程の一部を改正する規程](#)

国立大学法人小樽商科大学会計規程の一部を改正する規程

改正理由： 施設の設置等に必要な費用に充てるための長期借入ができるよう、また、学長等の責任の所在を明らかにするよう所要の改正を行う。

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>第1条～第24条（略）</p> <p><u>（長期借入金等）</u></p> <p>第25条 学長は、<u>法人法第33条第1項及び政令第8条第3号の規定による長期借入金及び同法第35条において準用する独立行政法人通則法第45条第1項の規定による短期借入金（以下「長期借入金等」という。）をすることができる。</u></p> <p>2 学長は、<u>長期借入金等についての決定をしようとするときは、経営協議会及び役員会の議を経なければならない。ただし、短期借入金について緊急を要するときは、経営協議会の議を経ることを要しない。</u></p> <p>3 学長は、<u>長期借入金等の償還の状況に関し、各事業年度終了時に経営協議会に報告しなければならない。</u></p> <p>4 学長は、<u>長期借入金について、当該業務の収入が不足する等の要因により、当該業務の収入によっては償還が計画どおり行うことができなくなった場合において、償還計画を変更するに当たっては、経営協議会及び役員会の議を経なければならない。</u></p>	<p>第1条～第24条（略）</p> <p><u>（短期借入金）</u></p> <p>第25条 学長は、<u>一事業年度内において、中期計画の借入限度額を上限として短期借入を行うことができる。</u></p>
<p>第26条～第38条（略）</p>	<p>第26条～第38条（略）</p>

(学長等の義務及び責任)

第39条 学長、理事（総務・財務担当副学長兼務）、会計機関及び会計機関の事務の一部を補助することを命ぜられた者（以下「学長等」という。）

は、本学の財務及び会計に関して適用又は準用される法令並びにこの規程に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い善良な管理者の注意をもって、それぞれの職務を行わなければならない。

2 学長等は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して、本学に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責に任じなければならない。

第40条、第41条（略）

附 則

この規程は、平成22年6月21日から施行する。

(会計機関の義務及び責任)

第39条 会計機関は、本学の財務及び会計に関して適用又は準用される法令並びにこの規程に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い善良な管理者の注意をもって、それぞれの職務を行わなければならない。

2 会計機関は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して、本学に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責に任じなければならない。

第40条、第41条（略）

小樽商科大学附属図書館規程の一部を改正する規程

【改正理由】

史料展示室が図書館の管理となることに伴い、図書館資料の管理に関する条項の文言を整理するものである。

新	旧
<p>(略)</p> <p>(図書館資料の管理) 第5条 図書館資料の<u>管理のため、図書館に開架閲覧室、書庫、 特殊資料室、貴重図書展示室、史料展示室を置く。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月16日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(図書館資料の管理) 第5条 図書館資料は<u>図書館が管理する。</u></p> <p>(略)</p>

小樽商科大学附属図書館利用規程の一部を改正する規程

【改正理由】

史料展示室が図書館の管理となることに伴い、図書館資料の記載事項等を整理するものである。

新	旧
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(図書館資料)</p> <p>第7条 この規程において、図書館資料とは、次のものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 図書 (2) <u>学術雑誌</u> (3) 視聴覚資料 (4) <u>その他の教育研究上必要な資料</u> (5) <u>本学教職員及び学生の著作</u> (6) <u>本学の歴史に係る各種資料</u> <p>2 <u>前項第4号には、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）を含む。ただし、このうち、図書館が行う購読契約によって利用可能となっているインターネット上の学術資料（電子ジャーナル、文献データベース等）の利用については、本規程の規定にかかわらず、当該購読契約に定められた利用環境、利用条件に拠るものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(図書館資料)</p> <p>第7条 この規程において、図書館資料とは、次のものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 図書 (2) <u>逐次刊行物</u> (3) 視聴覚資料 (4) <u>電子情報資料</u> (5) <u>その他の資料</u>

(略)

(館外貸出)

第9条 利用者が図書館資料の館外貸出しを受けようとする場合は、所定の手続き経なければならない。

2 館外貸出しを受けられる図書館資料は、次のとおりとする。

- (1) 第7条第1項第1号に定める図書（参考図書、統計表類、新着図書、貴重図書、特殊資料（特殊文庫、本学の沿革資料、卒業論文、学位論文等）を除く）
- (2) その他館長が認めたもの

3

4

(略)

(館外貸出)

第9条 利用者が図書館資料の館外貸出しを受けようとする場合は、所定の手続き経なければならない。ただし、特に館長の許可を得た場合を除き、次の各号に掲げる資料の館外貸出しは行わない。

- (1) 参考図書
- (2) 統計表類
- (3) 新着図書
- (4) 貴重図書
- (5) 特殊資料（特殊文庫、本学の沿革資料、卒業論文、学位論文等）
- (6) 逐次刊行物
- (7) 視聴覚資料
- (8) 電子情報資料
- (9) その他館長が指定したもの

2 図書の館外貸出しの冊数及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 本学の専任教員 50冊まで 1か年以内
- (2) 第1号以外の本学の職員 5冊まで 1か月以内
- (3) 本学の大学院生 30冊まで 2か月以内
- (4) 第3号以外の本学の学生 10冊まで 1か月以内
- (5) 本学の名誉教授及び図書特別閲覧票の交付を受けた者 20冊まで 6か月以内
- (6) その他図書館の利用を申し出た学外者 3冊まで 16日以内

3 前項の規定にかかわらず、開架閲覧室図書の貸出期間は1か

5 学術雑誌は、本学の専任教員に限り1週間を限度として貸し出すことができる。

6

7

8 第3項の規定にかかわらず、館長は、本学の専任教員が研究のため特に常時必要とする図書館資料を1年以上研究室に貸し出すことができる。

9

10

11

(略)

附 則

この規程は、平成22年6月16日から施行する。

月以内とする。ただし、前項各号に1か月未満の定めのあるものについては、その期間とする。

4 逐次刊行物(最新号を除く)は、本学の専任教員に限り1週間を限度として貸し出すことができる。

5 同一図書の貸出しの継続を希望する者は、他にその図書の貸出しを希望する者がいない場合に限り、再び貸出しを受けることができる。

6 貸出しを受けた図書は、転貸をしてはならない。

7 第2項の規定にかかわらず、館長は、本学の専任教員が研究のため特に常時必要とする図書館資料を1年以上研究室に貸し出すことができる。

8 前項による貸出し中の図書館資料は、貸出しを受けた専任教員が保管の責任を負い、次の各号に該当するときは、直ちに返納しなければならない。

(1) 貸出しの必要がなくなったとき

(2) 本学の身分を失ったとき

9 専任教員は、貸出し中の図書館資料について利用者から利用の申し出があった場合は、教育研究に支障がない限りこれに応じるものとする。

10 専任教員は、貸出し中の図書館資料について図書館の協力を得て定期的に点検するものとする。

(略)

小樽商科大学附属図書館運営委員会規程の一部を改正する規程

【改正理由】

史料展示室が図書館の管理となることに伴い、附属図書館運営委員会の審議事項に、図書館資料の展示、公開に関することを明記するものである。

新	旧
<p>(略)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 附属図書館の将来計画、収書方針等運営の基本方針に関する こと</p> <p>(2) 附属図書館の施設及び設備の整備方針に関すること</p> <p>(3) 附属図書館の予算に関すること</p> <p>(4) 附属図書館で購入する<u>図書館資料</u>の選定に関すること</p> <p><u>(5) 附属図書館が行う図書館資料の展示、公開に関すること</u></p> <p><u>(6) その他附属図書館の運営に関すること</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成22年6月16日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 附属図書館の将来計画、収書方針等運営の基本方針に関する こと</p> <p>(2) 附属図書館の施設及び設備の整備方針に関すること</p> <p>(3) 附属図書館の予算に関すること</p> <p>(4) 附属図書館で購入する<u>図書資料</u>の選定に関すること</p> <p><u>(5) その他附属図書館の運営に関すること</u></p> <p>(略)</p>

学内規程（就業規則関連）

一部（全部）改正目次

学内規程中、就業規則に係るもので、一部（全部）改正のあったものの新旧対照表を掲載します。各規程の詳細については、総務課総務係（5207）までお問い合わせ願います。

- [1. 国立大学法人小樽商科大学職員旅費規程の一部を改正する規程](#)
- [2. 国立大学法人小樽商科大学非常勤職員就業規則の一部を改正する規程](#)
- [3. 国立大学法人小樽商科大学職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程](#)
- [4. 国立大学法人小樽商科大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程](#)

国立大学法人小樽商科大学旅費規程の一部を改正する規程

改正理由： 外国出張に係る支度料について，1ヶ月以上の長期にわたり外国出張する場合に限り支給するよう，所要の改正を行う。

新 旧 対 照 表

新	旧		
<p>第1条～第38条（略）</p> <p>附 則 <u>この規程は，平成22年7月1日から施行し，旅行開始の日が平成22年7月1日以降となる旅行から適用する。</u></p>	<p>第1条～第38条（略）</p>		
<p>別表第3 外国旅行旅費（第24条，第25条，第27条，第28条関係）</p> <p>1～4（略） 5 支度料 <table border="1" data-bbox="136 1002 392 1043"><tr><td>50,000円</td></tr></table></p> <p>備考 <u>(1) 外国旅行に係る出張期間が1ヶ月に満たない場合は，支給しない。</u> (2)（略）</p>	50,000円	<p>別表第3 外国旅行旅費（第24条，第25条，第27条，第28条関係）</p> <p>1～4（略） 5 支度料 <table border="1" data-bbox="1133 1002 1388 1043"><tr><td>50,000円</td></tr></table></p> <p>備考 <u>(1) 旅行期間が15日未満の支度料は，定額の2分の1の額とする。</u> (2)（略）</p>	50,000円
50,000円			
50,000円			

別表第1 旅費請求書の添付書類（第4条関係）

区 分		添 付 書 類	
国内旅行旅費	外国旅行旅費		
旅費規程第3条第4項に規定する損失となった旅費		領収書又はその支払を確認できる書類	
旅費規程第3条第5項に規定する喪失となった旅費		事故等の証明書及び領収書又はその支払を確認できる書類	
船賃	/	領収書又はその支払を確認できる書類	
航空賃		領収書又はその支払いを確認できる書類（宿泊料を含む包括料金の場合はその合計額を確認できる書類）及び搭乗半券等搭乗の事実を確認できる書類	
移転料		扶養親族であること及びその移転を証明する書類	
着後手当		旅館等の領収書	
扶養親族移転料		扶養親族であること並びにその年齢及び移転を証明する書類	
鉄道賃，船賃		/	領収書又はその支払を確認できる書類及び航空機利用に係る搭乗半券等搭乗の事実を確認できる書類
航空賃			
車賃			
食卓料			
移転料	扶養親族であること及びその移転を証明する書類		
扶養親族移転料	扶養親族であること並びにその年齢及び移転を証明する書類		
旅行雑費	領収書又はその支払を確認できる書類		

別表第2 (略)

別紙様式第1～第2-3 (略)

別表第1 旅費請求書の添付書類（第4条関係）

区 分		添 付 書 類	
国内旅行旅費	外国旅行旅費		
旅費規程第3条第4項に規定する損失となった旅費		領収書又はその支払を確認できる書類	
旅費規程第3条第5項に規定する喪失となった旅費		事故等の証明書及び領収書又はその支払を確認できる書類	
船賃	/	領収書又はその支払を確認できる書類	
航空賃		領収書又はその支払いを確認できる書類（宿泊料を含む包括料金の場合はその合計額を確認できる書類）及び搭乗半券等搭乗の事実を確認できる書類	
移転料		扶養親族であること及びその移転を証明する書類	
扶養親族移転料		扶養親族であること並びにその年齢及び移転を証明する書類	
鉄道賃，船賃		/	領収書又はその支払を確認できる書類及び航空機利用に係る搭乗半券等搭乗の事実を確認できる書類
航空賃			
車賃			
食卓料			
移転料	扶養親族であること及びその移転を証明する書類		
扶養親族移転料	扶養親族であること並びにその年齢及び移転を証明する書類		
旅行雑費	領収書又はその支払を確認できる書類		

別表第2 (略)

別紙様式第1～第2-3 (略)

国立大学法人小樽商科大学非常勤職員就業規則の一部を改正する規程

【改正理由】

「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正（平成22年6月30日施行），「国家公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正（平成22年6月30日施行）及びこれに関連する人事院規則の一部改正（平成22年6月30日施行）を踏まえ，本学においても仕事と子育ての両立支援を進め，男女ともに子育てをしながら働く環境を整備するため，非常勤職員就業規則の一部を改正し，併せて規定の整備を行う。

新 旧 対 照 表

※ 下線部分は改正箇所を示す。

新	旧
第1章 総則 (略)	第1章 総則 (略)
第2章 採用及び労働契約 (略)	第2章 採用及び労働契約 (略)
第3章 異動 (略)	第3章 異動 (略)
第4章 服務 (略)	第4章 服務 (略)
第5章 勤務時間，休日等 (略)	第5章 勤務時間，休日等 (略)
第6章 休暇等	第6章 休暇等

(年次休暇)

第13条 (略)

2～5 (略)

6 1時間を単位として与えられた年次休暇を日に換算する場合には、当該年次休暇を与えられた職員の1日の所定労働時間（1時間未満の端数があるときはこれを切り捨てた時間）をもって1日とする。

7 年次休暇を取得する場合には、別に定める勤務状況記録簿又は年次休暇簿により事前に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができない場合には、事前に申し出ることとし、事後において速やかにその事由を付して届け出るものとする。

(年次休暇以外の休暇)

第14条 (略)

2 本学は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第6号に掲げる場合は、期間雇用職員に限るものとし、第8号に掲げる場合にあっては、職員代表者との間で締結した労使協定により適用除外とされた1週間の所定労働時間が2日以下の者を除く。）に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前2号に掲げる場合を除く。) 一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において10日の範囲内の期間

(7) (略)

(8) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤職員が、その看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが適当であると認められる場合 一の年度において5日の

(年次休暇)

第13条 (略)

2～5 (略)

6 1時間を単位として与えられた年次休暇を日に換算する場合には、当該年次休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間（1時間未満の端数があるときはこれを切り捨てた時間）をもって1日とする。

7 年次休暇を取得しようとするときは、所定の用紙によりその期日を指定して事前に届け出るものとする。

(年次休暇以外の休暇)

第14条 (略)

2 本学は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第6号に掲げる場合は、期間雇用職員に限るものとし、第8号に掲げる場合にあっては、職員代表者との間で締結した労使協定により適用除外とされた1週間の所定労働時間が2日以下の者を除く。）に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前2号に掲げる場合を除く。) 一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において10日の範囲内の期間

(7) (略)

(8) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する非常勤職員が、その看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが適当であると認める場合 1の年度において5日の範囲内の期間

範囲内の期間（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）

(9) 国立大学法人小樽商科大学職員の介護休業等に関する規程第2条に規定する対象家族（以下「要介護者」という。）の介護又は要介護者の通院等の付き添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護状態の家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

3 年次休暇以外の休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、前項第8号及び第9号に掲げる事由による年次休暇以外の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）については、1日又は1時間を単位として取り扱うものとする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

4 年次休暇以外の休暇を取得しようとするときは、別に定める勤務状況記録簿又は年次休暇以外の休暇簿（以下「休暇簿等」という。）によりその期日を指定して事前に届け出るものとする。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができない場合は、事後において速やかに届け出なければならない。

5 年次休暇以外の休暇を請求する場合には、必要に応じて、その請求事由、期間等を確認することができる書類を休暇簿等に添付して提出しなければならない。

6 1時間を単位として与えられた年次休暇以外の休暇を日に換算する場合には、当該年次休暇を与えられた職員の1日の所定労働時間（1時間未満の端数があるときはこれを切り捨てた時間）をもって1日とする。

(略)

3 年次休暇以外の休暇を取得しようとするときは、所定の用紙によりその期日を指定して事前に届け出るものとする。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができない場合は、事後において速やかに届け出なければならない。

(略)

第7章 給与
(略)

第8章 退職及び解雇
(略)

第9章 退職手当
(略)

第10章 福利厚生等
(略)

第11章 安全衛生及び災害補償
(略)

第12章 懲戒
(略)

第13章 育児・介護休業等
(略)

(育児若しくは介護のための早出遅出勤務)

第35条 本学は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する期間雇用職員，小学校に就学している子を養育する期間雇用職員であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるため赴く職員が請求した場合には、本学の運営に支障がある場合を除き、第6条第1項の規定にかかわらず、始業及び終業の時刻を、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。

第7章 給与
(略)

第8章 退職及び解雇
(略)

第9章 退職手当
(略)

第10章 福利厚生等
(略)

第11章 安全衛生及び災害補償
(略)

第12章 懲戒
(略)

第13章 育児・介護休業等
(略)

(育児若しくは介護のための早出遅出勤務)

第35条 本学は、小学校就学前の子を養育する期間雇用職員，小学校に就学している子を養育する期間雇用職員であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるため赴く職員が請求した場合には、本学の運営に支障がある場合を除き、第6条第1項の規定にかかわらず、始業及び終業の時刻を、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。ただし、職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を

(削除)

(削除)

(削除)

2 本学は、要介護者を介護する期間雇用職員が当該要介護者の介護を行うため職員が請求した場合には、本学の運営に支障がある場合を除き、第6条第1項の規定にかかわらず、始業及び終業の時刻を、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。

第14章 出張

(略)

(旅費)

第37条 前条の出張に要する旅費に関して必要な事項は、別に定める「国立大学法人小樽商科大学職員旅費規程」による。

(略)

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

養育することができるものとして次の各号に該当する場合における職員を除く。

(1) 就業していない者（就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子の養育又は家族の介護をすることが困難な状態である者でないこと。

(3) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

2 本学は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他職員と同居している祖父母、孫及び兄弟姉妹等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある期間雇用職員が当該要介護者の介護を行うため職員が請求した場合には、本学の運営に支障がある場合を除き、第6条第1項の規定にかかわらず、始業及び終業の時刻を、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。

第14章 出張

(略)

(旅費)

第37条 前条の出張に要する旅費に関して必要な事項は、別に定める国立大学法人小樽商科大学職員旅費規程による。

(略)

国立大学法人小樽商科大学職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

【改正理由】

「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正（平成22年6月30日施行），「国家公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正（平成22年6月30日施行）及びこれに関連する人事院規則の一部改正（平成22年6月30日施行）を踏まえ，本学においても仕事と子育ての両立支援を進め，男女ともに子育てをしながら働く環境を整備するため，育児休業等に関する規程の一部を改正し，併せて規定の整備を行う。

新 旧 対 照 表

※ 下線部分は改正箇所を示す。

新 (略)	旧 (略)
<p>(育児休業の適用除外者)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる職員のうち，学長と職員の過半数を代表する者との間で締結された協定で，育児休業の申出を拒むことができるものとして定められた職員は，前条の規定にかかわらず，育児休業をすることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(2) 申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな職員</u></p> <p><u>(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(育児休業の適用除外者)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる職員のうち，学長と職員の過半数を代表する者との間で締結された協定で，育児休業の申出を拒むことができるものとして定められた職員は，前条の規定にかかわらず，育児休業をすることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 職員の配偶者（内縁関係を含む。）が常態としてその子の養育をすることができる職員</u></p> <p><u>(3) 申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな職員</u></p> <p><u>(4) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u></p> <p><u>(5) 職員の配偶者以外の者で，育児休業の申出に係る子の親である者が第2号に該当する職員</u></p> <p><u>2 前項第2号の「職員の配偶者が常態としてその子の養育をすることができる」とは，次の各号に掲げるいずれにも該当する場合をいう。</u></p> <p><u>(1) 職業に就いていない者（育児休業その他の休業により就職してい</u></p>

(略)

(育児休業期間の終了)

第6条 育児休業を取得している職員に次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、育児休業は、前条の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第6号から第9号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に終了する。

(1)～(5) (略)

(削除)

(6) 育児休業をしている職員が産前産後休暇となった場合

(7) 育児休業をしている職員が新たに育児休業又は介護休業を取得した場合

(8) 育児休業をしている職員が退職若しくは出勤停止の処分を受けた場合

(9) その他育児休業に係る子が3歳（第2条第2項の規定による申出に係る子にあつては1歳とし、第2条第3項の規定による申出に係る子にあつては1歳6か月とする。）に達する日までの間、その子を養育することができない状態となった場合

2～3 (略)

(育児休業の申出回数)

第7条 (略)

ない者及び1週間の就業日数が2日以下の場合を含む。）であること。

(2) 心身の状況が申出に係る子の養育をすることができる者であること。

(3) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産する予定でないか、又は産後8週間以内でない者であること。

(4) 申出に係る子と同居している者であること。

(略)

(育児休業期間の終了)

第6条 育児休業を取得している職員に次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、育児休業は、前条の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第6号から第9号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に終了する。

(1)～(5) (略)

(6) 職員の配偶者が第3条第2項各号のいずれにも該当する状態となり、育児休業に係る子を養育できることとなった場合

(7) 育児休業をしている職員が産前産後休暇となった場合

(8) 育児休業をしている職員が新たに育児休業又は介護休業を取得した場合

(9) 育児休業をしている職員が退職若しくは出勤停止の処分を受けた場合

(10) その他育児休業に係る子が3歳（第2条第2項の規定による申出に係る子にあつては1歳とし、第2条第3項の規定による申出に係る子にあつては1歳6か月とする。）に達する日までの間、その子を養育することができない状態となった場合

2～3 (略)

(育児休業の申出回数)

第7条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、再度の申出ができるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業の終了後、3月以上の期間を経過した場合（職員が、当該育児休業の申出の際、育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により学長に申し出た場合に限る。）

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他当初の育児休業終了時に予測することができなかった事情が生じた場合で、当初の育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じる場合

(7) 当該子の出生の日から勤務時間規程25条第7項に規定する特別休暇の期間内に当該子について最初の育児休業を開始し、かつ終了した場合

(略)

(育児短時間勤務の再申出)

第15条の8 (略)

2 第7条第2項第1号から第6号までの規定は、育児短時間勤務の再申出について準用する。この場合において、同条中「育児休業」とあるのは「育児短時間勤務」と読み替えるものとする。

3 (略)

(略)

(育児のための時間外労働の制限)

第23条 本学は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、勤務時間規程第14条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、再度の申出ができるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該育児休業に係る子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の方法により養育した場合（職員が、当該育児休業の申出の際、両親が当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により学長に申し出た場合に限る。）

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他当初の育児休業終了時に予測することができなかった事情が生じた場合で、当初の育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じる場合

(略)

(育児短時間勤務の再申出)

第15条の8 (略)

2 第7条第2項の規定は、育児短時間勤務の再申出について準用する。この場合において、同条中「育児休業」とあるのは「育児短時間勤務」と読み替えるものとする。

3 (略)

(略)

(育児のための時間外労働の制限)

第23条

時間外労働を命じないものとする。

2 本学は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、勤務時間規程第14条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働を命じないものとする。

3 第3条の規定は、育児のための時間外労働の制限の適用除外者について準用する。この場合において、同条第1項中「職員のうち、学長と職員の過半数を代表する者との間で締結された協定で、育児休業の申出を拒むことができるものとして定められた職員」とあるのは「職員」と、「前条」とあるのは「前項」と、「育児休業を」とあるのは「育児のための時間外労働の制限を請求」と読み替えるものとする。

(育児のための深夜勤務の制限)

第24条 本学は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、勤務時間規程第15条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日午前5時までの深夜における勤務（以下「深夜勤務」という。）を命じないものとする。

2 第3条の規定は、育児のための深夜勤務の制限の適用除外者について準用する。この場合において、同条第1項中「職員のうち、学長と職員の過半数を代表する者との間で締結された協定で、育児休業の申出を拒むことができるものとして定められた職員」とあるのは「職員」と、「前条」とあるのは「前項」と、「育児休業を」とあるのは「育児のための深夜勤務の制限を請求」と読み替えるものとする。

(略)

附 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、勤務時間規程第14条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

2 第3条の規定は、育児のための時間外労働の制限の適用除外者について準用する。この場合において、同条第1項中「職員のうち、学長と職員の過半数を代表する者との間で締結された協定で、育児休業の申出を拒むことができるものとして定められた職員」とあるのは「職員」と、「前条」とあるのは「前項」と、「育児休業を」とあるのは「育児のための時間外労働の制限を請求」と読み替えるものとする。

(育児のための深夜業の制限)

第24条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、勤務時間規程第15条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間に労働させることはない。

2 第3条の規定は、育児のための深夜業の制限の適用除外者について準用する。この場合において、同条第1項中「職員のうち、学長と職員の過半数を代表する者との間で締結された協定で、育児休業の申出を拒むことができるものとして定められた職員」とあるのは「職員」と、「前条」とあるのは「前項」と、「育児休業を」とあるのは「育児のための深夜業の制限を請求」と読み替えるものとする。

(略)

国立大学法人小樽商科大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

【改正理由】

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正（平成22年6月30日施行）、「国家公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正（平成22年6月30日施行）及びこれに関連する人事院規則の一部改正（平成22年6月30日施行）を踏まえ、本学においても仕事と子育ての両立支援を進め、男女ともに子育てをしながら働く環境を整備するため、職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正し、併せて規定の整備を行う。

新 旧 対 照 表

※ 下線部分は改正箇所を示す。

新	旧
<p>(略)</p> <p>(始業・終業の時刻及び休憩時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 休憩時間が60分とされている職員で次の各号に該当する職員から申し出があり、業務の運営に支障がないと認められる場合には、休憩時間を45分に短縮することができる。</u></p> <p><u>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子（以下「小学校就学前の子」という。）を養育する職員</u></p> <p><u>(2) 小学校に就学している子を送迎する職員</u></p> <p><u>(3) 国立大学法人小樽商科大学職員の介護休業等に関する規程（以下「職員介護休業等規程」という。）第2条に規定する対象家族（以下「要介護者」という。）を介護する職員</u></p> <p><u>(4) 交通機関を利用して通勤した場合に、出勤について職員の住居を出発した時刻から始業の時刻までの時間と退勤について終業の時刻</u></p>	<p>(略)</p> <p>(始業・終業の時刻及び休憩時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

から職員の住居に到着するまでの時間を合計した時間（交通機関を利用する時間に限る。）が、始業の時刻を遅らせ、又は終業の時刻を早めることにより30分以上短縮されると認められる職員（始業及び終業の時刻を変更することにより、当該合計した時間を30分以上短縮できる場合を除く。）。

(5) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が当該女性職員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる職員

(略)

(所定労働時間外の勤務)

第14条 (略)

2 (略)

3 本学は、第1項の規定により労働時間を延長する場合においても、小学校就学前の子を養育又は要介護者を介護する職員が請求した場合には、職員育児休業等規程第23条及び職員介護休業等規程第17条の規定により、第1項に規定する時間外労働を制限するものとする。

4 (略)

(略)

(深夜勤務)

第15条 (略)

2 (略)

3 本学は、小学校就学前の子を養育又は要介護者を介護する職員が請求した場合には、職員育児休業等規程第24条及び職員介護休業等規程第18条の規定により、第1項に規定する深夜勤務を命じないものとする。

(略)

(所定労働時間外の勤務)

第14条 (略)

2 (略)

3 本学は、第1項の規定により労働時間を延長する場合においても、小学校就学の始期に達するまでの子（以下「小学校就学前の子」という。）を養育又は国立大学法人小樽商科大学職員の介護休業等に関する規程（以下「職員介護休業等規程」という。）第2条に規定する対象家族（以下「要介護状態の家族」という。）を介護する職員が請求した場合には、職員育児休業等規程第23条及び職員介護休業等規程第17条の規定により、第1項に規定する時間外労働を制限するものとする。

4 (略)

(略)

(深夜勤務)

第15条 (略)

2 (略)

3 本学は、小学校就学前の子を養育又は要介護状態の家族を介護する職員が請求した場合には、職員育児休業等規程第24条及び職員介護休業等規程第18条の規定により、第1項に規定する深夜勤務を命じないものとする。

る。

4 (略)

(育児若しくは介護のための早出遅出勤務)

第16条 本学は、小学校就学前の子を養育する職員、小学校に就学している子を養育する職員であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるため赴く職員又は要介護者を介護する職員が請求した場合には、本学の運営に支障がある場合を除き、第6条第1項の規定にかかわらず、当該職員に早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務であって、第3条に規定する所定労働時間を変更しない勤務をいう。）をさせることがある。

(略)

(特別休暇)

第25条 職員が、次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認める場合には、当該各号に掲げる期間を特別休暇とする。

(1)～(10) (略)

(11) 小学校就学前の子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日の範囲内の期間（その養育する小学校就学前の子が2人以上の場合にあっては、10日）

(12) 要介護者の介護又は要介護者の通院等の付き添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないこと

ものとする。

4 (略)

(育児若しくは介護のための早出遅出勤務)

第16条 本学は、小学校就学前の子を養育する職員、小学校に就学している子を養育する職員であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるため赴く職員又は要介護状態の家族を介護する職員が請求した場合（職員の配偶者及び親族が、常態として当該子を養育又は介護することができる場合を除く。）には、本学の運営に支障がある場合を除き、第6条第1項の規定にかかわらず、当該職員に早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務であって、第3条に規定する所定労働時間を変更しない勤務をいう。）をさせることがある。

(略)

(特別休暇)

第25条 職員が、次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認める場合には、当該各号に掲げる期間を特別休暇とする。

(1)～(10) (略)

(11) 小学校就学前の子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の監護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日の範囲内の期間

が相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(13)職員の親族（別表4の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

(14)職員が、父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内のものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間

(15)職員が、夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における休日を除いて、原則として連続する3日の範囲内の期間

(16)地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7日の範囲内の期間

(17)地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(18)地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

（病気休暇、特別休暇の単位）

第26条 病気休暇及び特別休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、前条第4号、第5号、第13号、第15号及び第16号に掲げる事由による特別休暇については、時間又は分を単位として取得した場合においても、1日として取

(12)職員の親族（別表4の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

(13)職員が、父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内のものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間

(14)職員が、夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における休日を除いて、原則として連続する3日の範囲内の期間

(15)地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7日の範囲内の期間

(16)地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(17)地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

（病気休暇、特別休暇の単位）

第26条 病気休暇及び特別休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、前条第4号、第5号、第12号、第14号及び第15号に掲げる事由による特別休暇については、時間又は分を単位として取得した場合においても、1日として取

り扱い、同条第9号から第12号までに掲げる事由による特別休暇（以下この条において「特定休暇」という。）については、1日又は1時間を単位として取り扱うものとする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

（略）

附 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

別表1～4 （略）

り扱い、同条第9号から第11号までに掲げる事由による特別休暇（以下この条において「特定休暇」という。）については、1日又は1時間を単位として取り扱うものとする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

（略）

別表1～4 （略）

主要日誌

平成22年6月

2	水	<p>10:30～アントレプレナーシップ専攻会議（第1）</p> <p>14:31～学部・大学院合同教授会（第1）</p> <p>第3回小学館「大学は美味しい！！フェア」（新宿高島屋、～8日）</p>
3	木	<p>10:00～アントレプレナーシップ専攻入学試験委員会（第2）</p> <p>13:00～入学試験委員会（第2）</p> <p>18:30～ゆめぽーとライブ（ゆめぽーと）</p>
4	金	<p>9:00～学生委員会（研究棟A）</p> <p>13:00～インターンシップ専門部会（教育担当副学長室）</p>
7	月	<p>13:30～役員会（学長室）</p> <p>16:00～学内清掃</p>
9	水	<p>10:30～アントレプレナーシップ教育開発部門会議（第2）</p> <p>14:30～財務委員会（第2）</p>
10	木	<p>12:10～第2回インターンシップオリエンテーション（104講義室）</p>
14	月	<p>13:00～国際シンポジウム記念講演会小委員会（総務・財務担当副学長室）</p> <p>15:00～課長会（局長室）</p>
15	火	<p>9:00～学生委員会（第2）</p>
16	水	<p>9:00～教育開発センター運営委員会</p> <p>14:35～学部・大学院合同教授会（第1）</p> <p>16:36～学部教授会（第1）</p> <p>17:15～現代商学専攻会議（第1）</p>

		17:25～教育研究評議会（第1）
17	木	10:00～アントレプレナーシップ専攻入試委員会（第2） 10:30～教務委員会（教育担当副学長室）
21	月	13:00～学長選考会議（第2） 14:00～経営協議会（第2） 15:50～役員会（学長室）
22	火	15:50～課長会（局長室）
23	水	9:00～学部教育開発部門会議（第2） 14:30～国際交流委員会（研究棟B） 16:00～研究推進会議（第2） 14:30～図書館運営委員会（図書館会議）
25	金	緑丘祭（～27日）、緑宵祭（～26日） 9:00～広報委員会（第2） 13:00～百周年記念事業委員会（第2） 14:00～図書館運営委員会（図書館会議室） 16:00～衛生委員会（総務・財務担当副学長室）
30	水	13:00～インターンシップ事前教育（104講義室） 14:34～学部・大学院合同教授会（第1） 14:53～学部教授会（第1） 15:04～現代商学専攻会議（第1） 15:14～教育研究評議会（第1）

行事予定表（7月）

1	木	10:00～アントレプレナーシップ専攻入試委員会（第2） 10:30～学生論文賞実施委員会（研究棟B）
2	金	9:50～平岡高校PTA来学（第1）
3	土	
4	日	
5	月	16:10～国際交流委員会（研究棟B） 18:30～アントレプレナーシップ専攻オープンクラス<西山先生>（札幌サテライト）
6	火	10:30～現代商学専攻入試委員会（第2） 10:30～大麻高校PTA来学（第1） 12:00～旭川龍谷高校生徒来学（第1） 18:30～アントレプレナーシップ専攻オープンクラス<近藤先生>（札幌サテライト）
7	水	創立記念日（休日） 留学生見学旅行（支笏湖ほか）
8	木	18:30～アントレプレナーシップ専攻オープンクラス<李・篠本先生>（札幌サテライト）
9	金	9:00～現代商学専攻教務委員会（第2）
10	土	9:00～第57回（平成22年度）北海道地区大学体育大会 （小樽公園弓道場、～12日）
11	日	
12	月	
		9:00～学生委員会（第2） 17:15～現代商学専攻入試説明会<博士前期>（大学会館多

13	火	目的ホール) 20:00～アントレプレナーシップ専攻オープンクラス<堺先生> (札幌サテライト)
14	水	10:30～アントレプレナーシップ専攻会議 (第1) 14:30～教授会等 (第1) 18:30～アントレプレナーシップ専攻オープンクラス<出川先生、福重先生> (札幌サテライト)
15	木	19:00～現代商学専攻入試説明会<博士前期・後期> (札幌サテライト)
16	金	18:30～アントレプレナーシップ専攻OBSフォーラム (札幌かでの2.7)
17	土	
18	日	
19	月	海の日
20	火	
21	水	14:30～教授昇任学部教授会 (第1) 18:30～アントレプレナーシップ専攻入試説明会 (札幌サテライト)
22	木	弘前南高校教員来学 (第1) 10:30～教務委員会
23	金	13:00～入試広報・高大連携専門部会 (教育担当副学長室)
24	土	
25	日	
26	月	13:30～役員会 (第2)

27	火	
28	水	14:30～図書館運営委員会（図書館会議室）
29	木	13:00～入試委員会（第2）
30	金	18:30～アントレプレナーシップ専攻入試説明会（札幌サテライト）
31	土	